

京田辺市開発行為等に伴う公共下水道施設の整備基準等規程
京田辺市開発行為等に関する公共下水道施設（汚水）施行指針

参 考 資 料

令和 5 年 10 月

京田辺市上下水道部下水道課

目 次

| | |
|----------------------------------|------------------------|
| 特記事項 | 3 |
| 住宅の計画汚水量を算出する式の諸元値 | 3 |
| 写真撮影箇所図（参考） | 3 |
| 参考写真 | 4 |
| 委任状（参考） | 14 |
| 平面図の参考 | 15 |
| 縦断面図の参考 | 15 |
| 横断面図の参考 | 16 |
| 図面作成における注意事項 | 17 |
| 公共汚水ます及び取付管の設置について | 18 |
| 公共汚水ますの設置位置について | 18 |
| 公共汚水ますの内径について | エラー! ブックマークが定義されていません。 |
| 公共汚水ますのドロップます利用について | 20 |
| 設計協議書の変更について | 20 |
| 開発行為等に関する公共下水道施設工事についてのフロー | 23 |
| 用語の解説 | 24 |

特記事項

- 令和4年7月1日から開発等に伴う公共下水道施設の設計協議書、施工計画書及び材料承認願、開発等に伴う公共下水道施設の工事完了届及び施設の無償譲渡申請書については押印廃止となりました。
なお、委任状は押印存続ですので、ご注意願います。

住宅の計画汚水量を算出する式の諸元値

(令和2年3月の事業計画書による)

Q s : 計画汚水量 (m /sec)

P : 排水人口 (人) (原則として単身者用共同住宅の場合は1戸に1.0人、それ以外の場合は1戸に4.0人)

q s 計画時間最大汚水量 0.600 m³/人・日 (生活汚水量原単位は木津川流域下水道計画推計値によるもの)

参考

京田辺市開発行為等に伴う公共下水道施設の整備基準等規程
第6条の2(1)及び別記算式第1(第6条関係)

$$Q s = \frac{1}{24 \times 60 \times 60} \times P \times q s$$

写真撮影箇所図 (参考)

<施工状況図>



工事着工前と工事完了は、見開き左右又は上下等、対比ができるように整理して下さい。

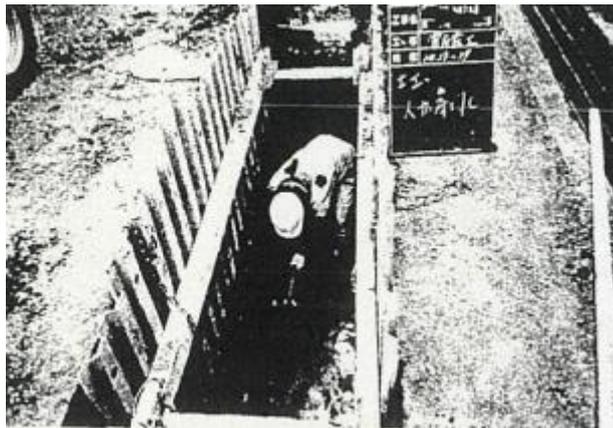
黒板記入例

| | |
|---|--|
| 工事名 | |
| 工種 | |
| 種別 | |
| <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">設計内容図</div> <p>(設計値) 実測値</p> | |

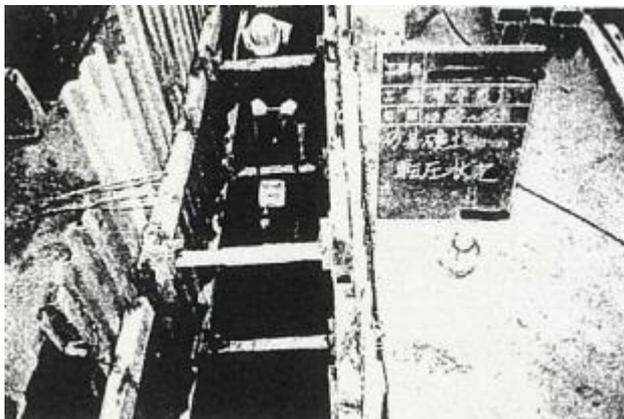
参考写真

<管路工（本管）>

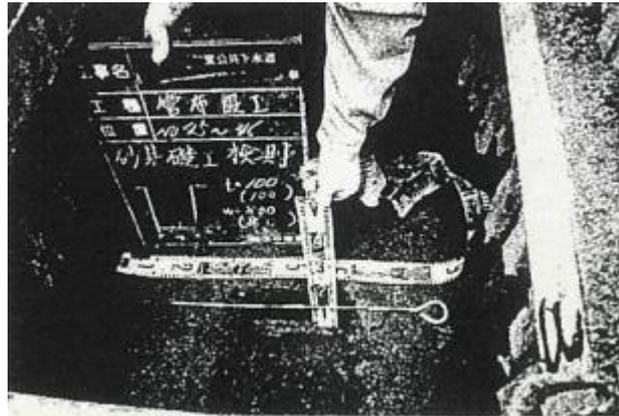
①床均し状況



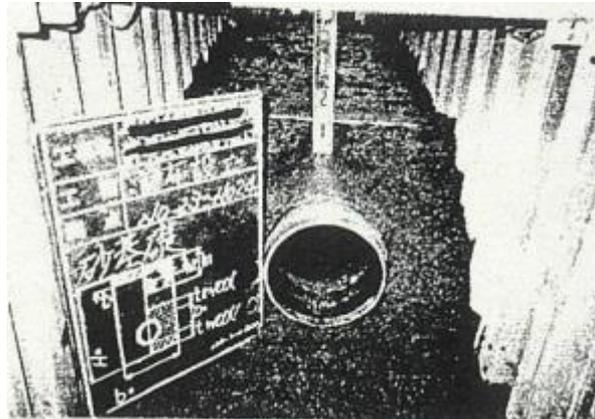
②砂基礎 下段転圧状況



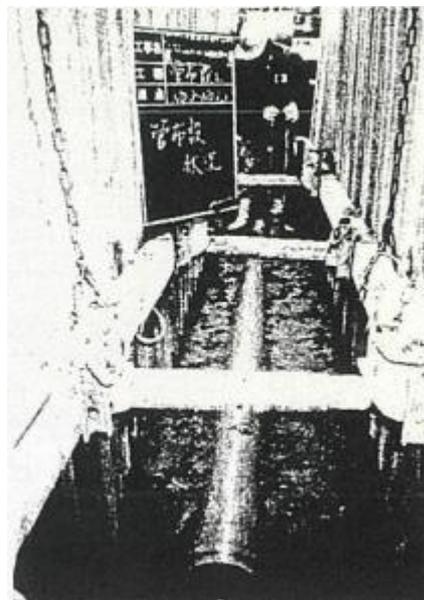
③砂基礎 下段厚



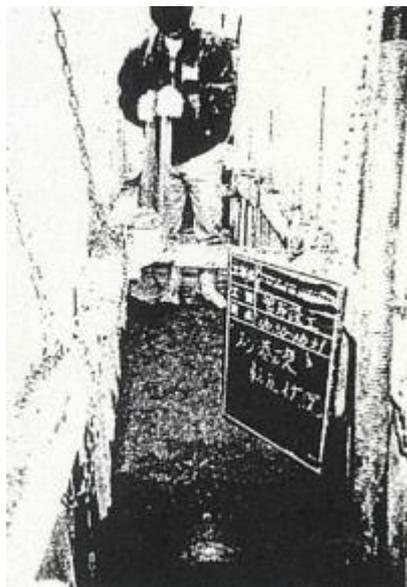
④砂基礎 上段厚



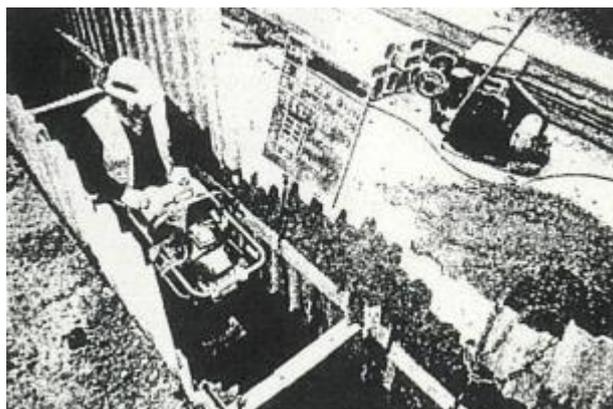
④管布設及び管側面の転圧状況



⑤砂基礎 上段転圧状況



⑥埋戻し状況

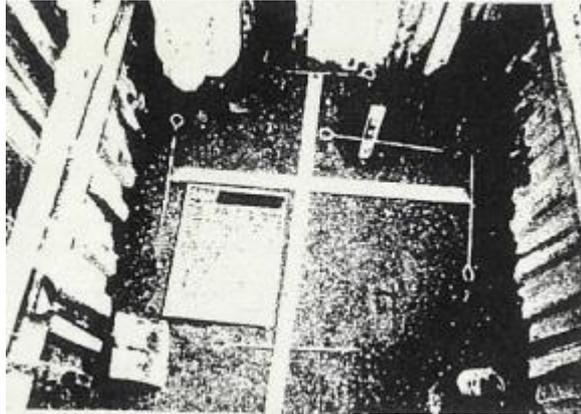


<人孔設置工>

①床付け状況及び
基礎転圧状況



②基礎工検測
(幅・厚さ)



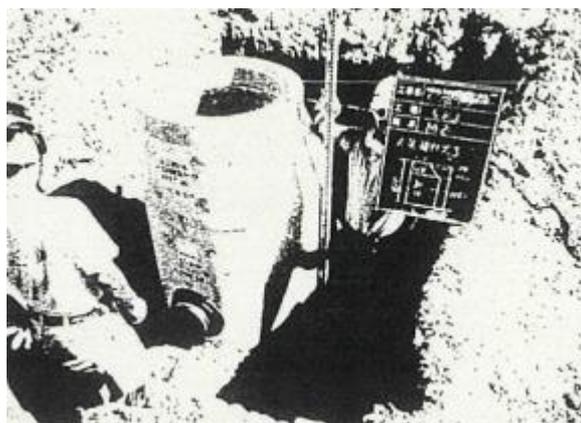
③敷モルタル検測
(厚さ)



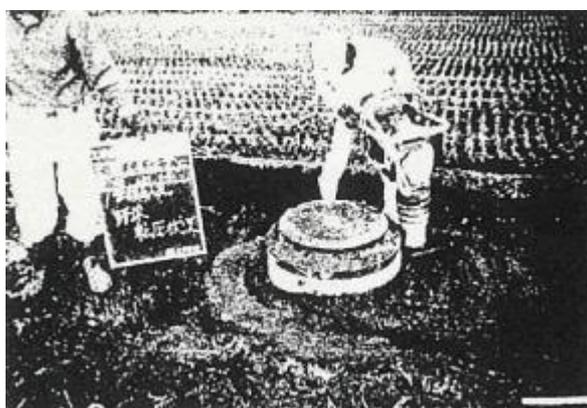
④人孔設置
(接着目地材施工状況)



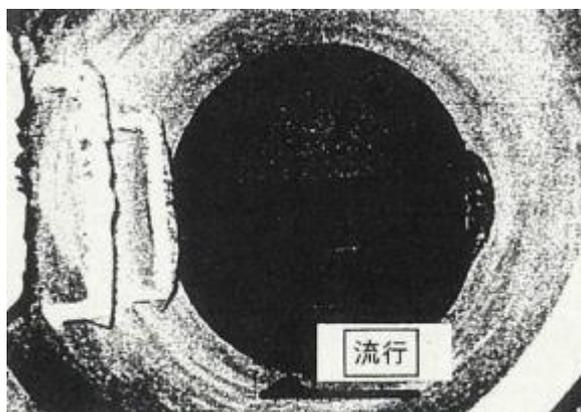
⑤人孔設置
(設置完了)



⑥埋戻し状況



⑦インバート仕上がり状況

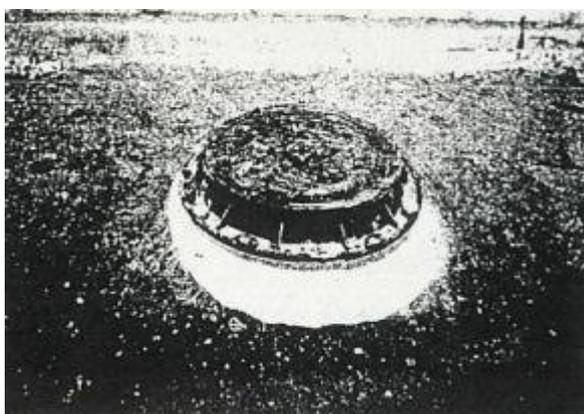


⑧鉄蓋据付
(無収縮モルタル充填状況)

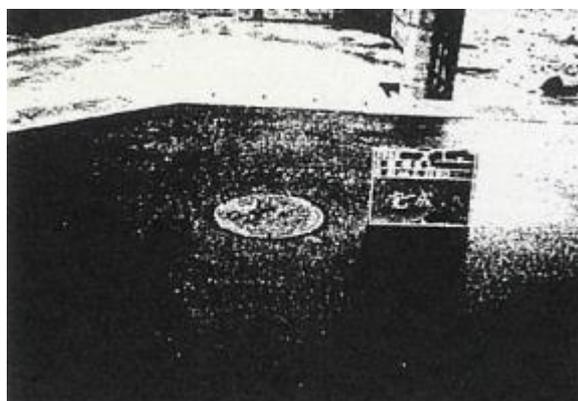
注) モルタル充填は
舗装時でもよい。



⑨鉄蓋設置完了
(舗装仮復旧時点)



⑩鉄蓋設置完了
(舗装本復旧時点)



<可とう性継手設置工>

- ①設置状況
上流側、下流側全て撮影する



<取付管及び公共汚水ます布設工>

- ①本管穿孔状況 1



- ②本管穿孔状況 2



③支管接合剤塗布状況



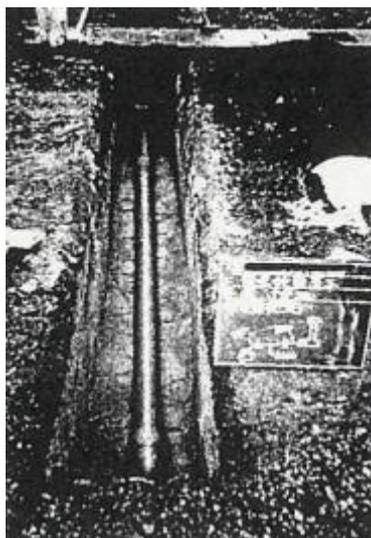
④支管取付状況
(番線による圧着)



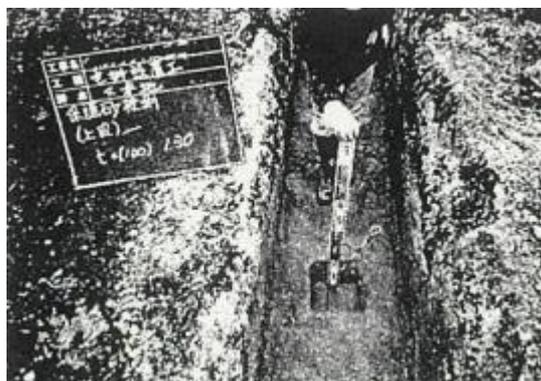
⑤砂基礎 (下段)



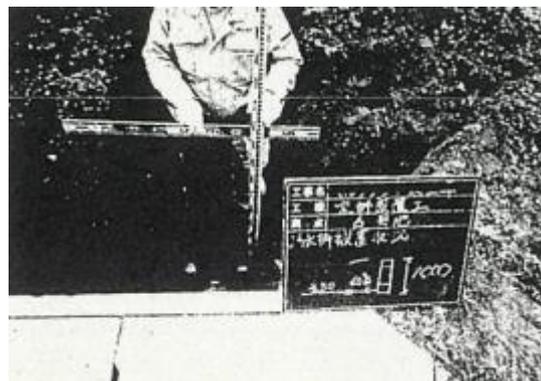
⑥取付管布設状況



⑦砂基礎（上段）



⑧汚水ます設置状況
ます深高計測写真要



⑨汚水ます設置完了
ます奥行き距離と
隣地境界からの距離写真要



注意事項

管きよの布設にあたり、構造物等の下側に管路を抜く場合は、水締め等により十分に締め固めを行い、将来において沈下の原因とならないように施工すること。

委任状（参考）

委 任 状

住所

私は 氏名 ①

TEL

を代理者と定め下記の行為を委任します。

記

1 委任事項

開発行為等に伴う公共下水道施設の設計協議から工事完了引継ぎまでの一切の権限

2 区域の所在地名・地番

京田辺市

年 月 日

住所

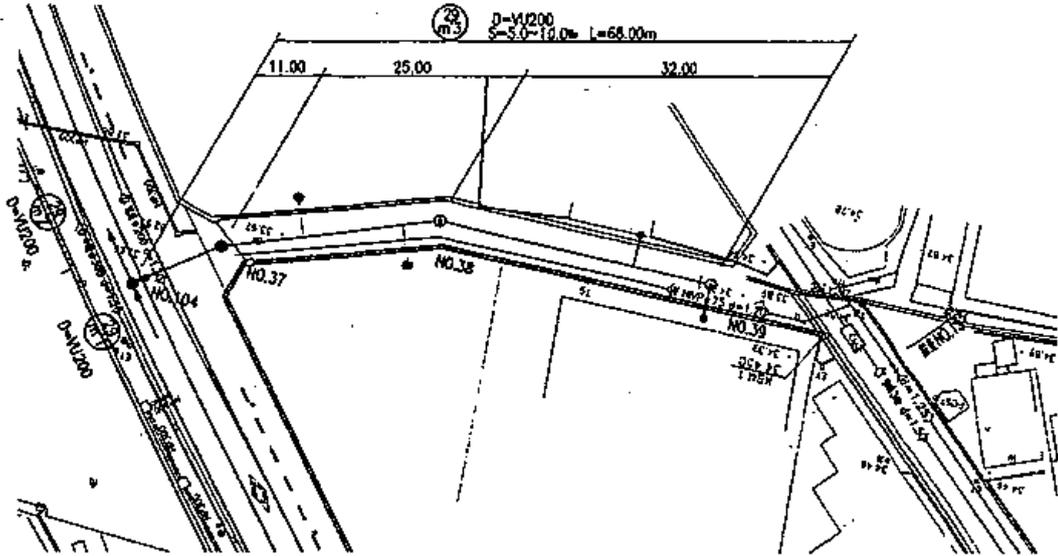
氏名 ①

TEL

（注）不要な文字は抹消し、押印してください。

平面図の参考

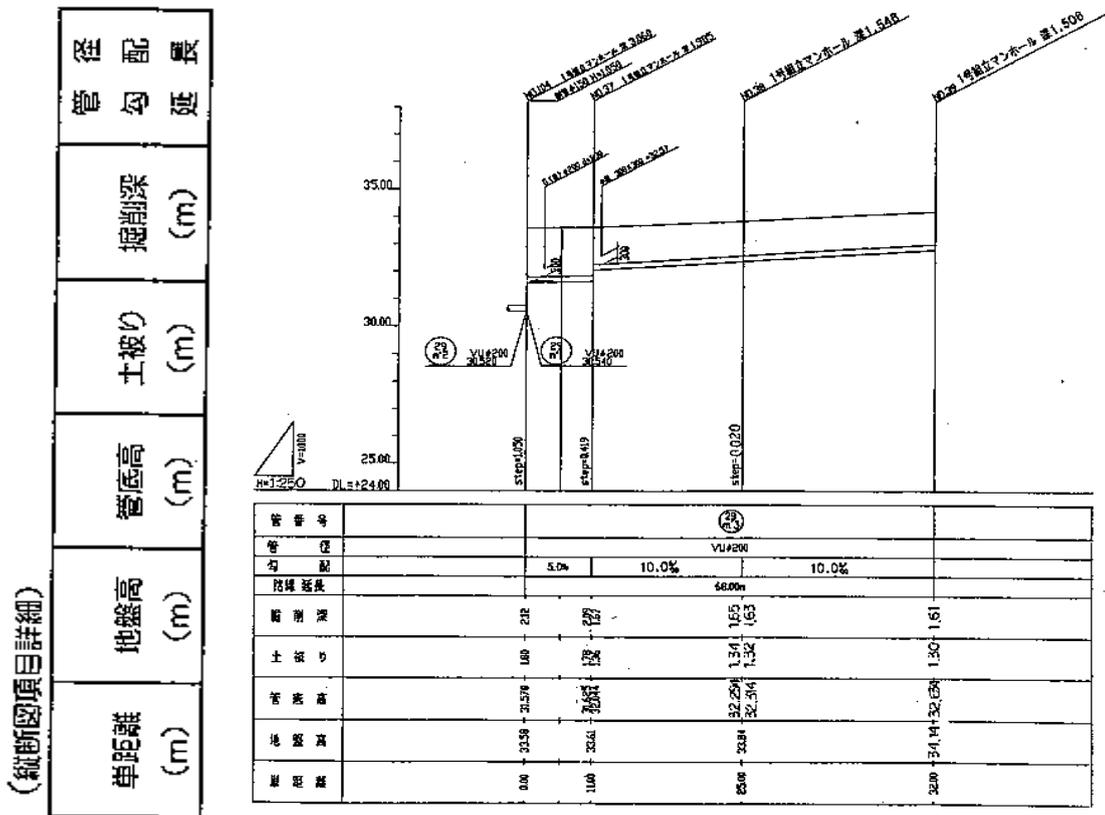
縮尺は 1/250 又は 1/500 とする。



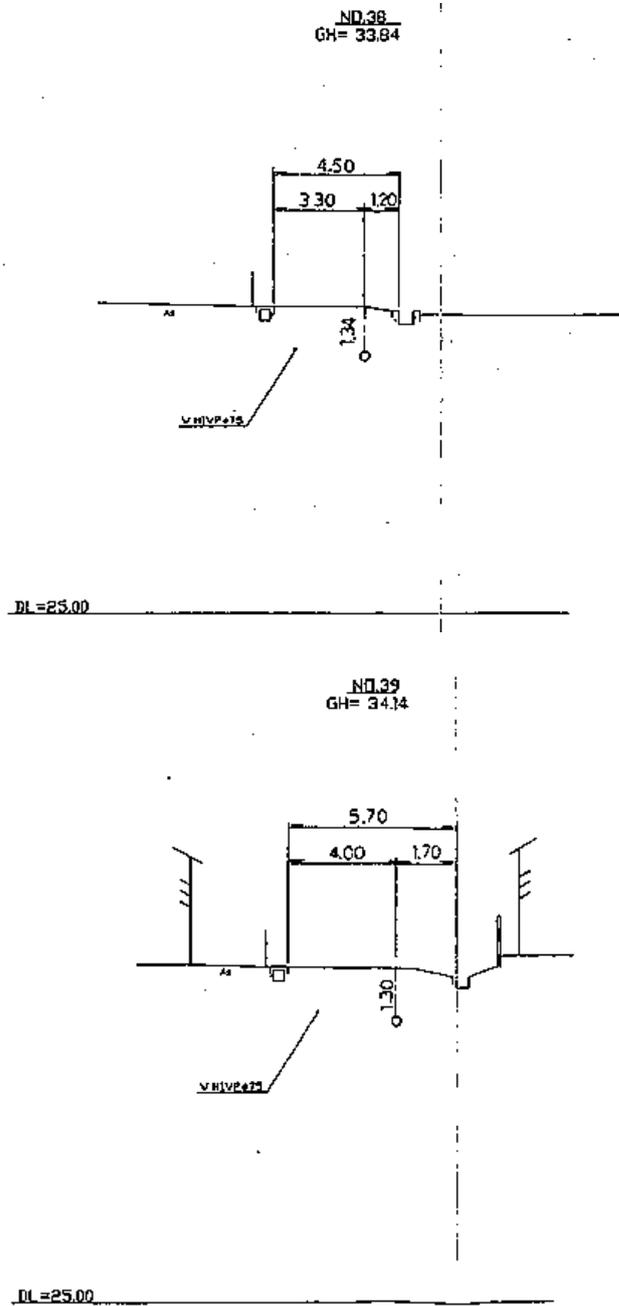
方位を示すこと。

縦断面図の参考

水平縮尺は平面図と同じとし垂直縮尺は 1/100 とする。



横断面図の参考
縮尺は 1/100 とする。



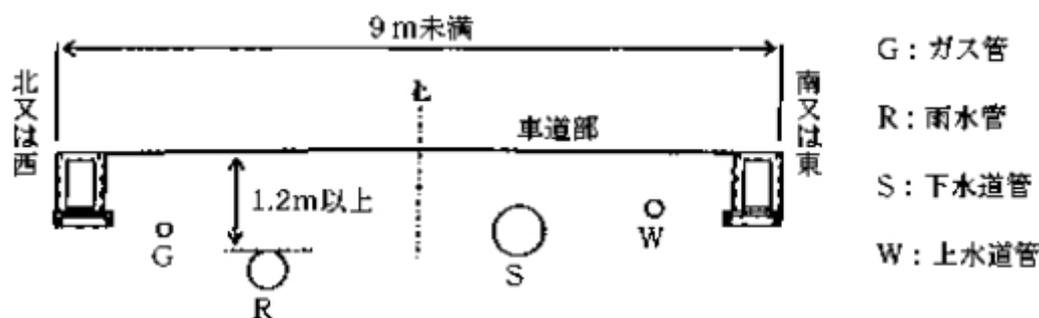
各主要地点において、構造物及び他企業埋設物等を含め、下水道施設との位置関係を明確に示すものとする。

図面作成における注意事項

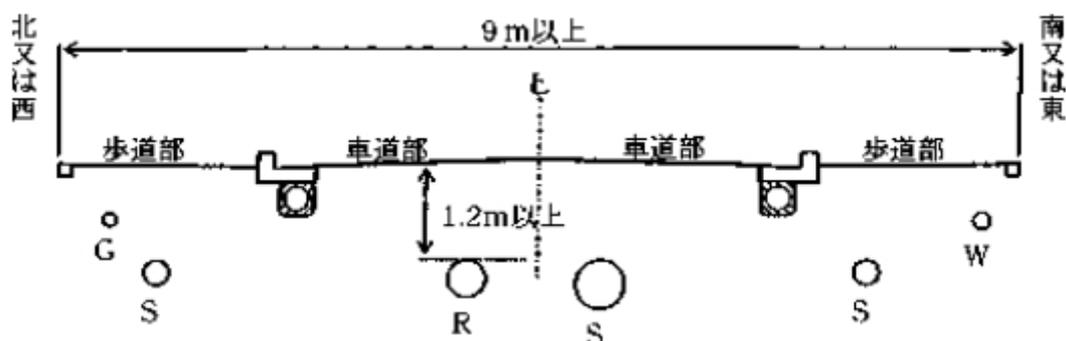
- ・ 下水道管の埋設位置については、京田辺市開発行為等の手続等に関する条例に係る公共施設等(道路・排水施設)の構造等の基準等規則の第17条に準じるとともに、京田辺市開発行為等に伴う公共下水道施設の整備基準等規程に基づくこと。ただし、以下の事項も併せて検討し、埋設位置の承諾を得ること。
 - 埋設位置が将来の維持管理等において、道路センターなどの車道2車線以上を占有することとなる位置は避けること。
 - 下流人孔に接続する管路の向きは流下方向と同じとなるようにすること。(流下方向と逆向きとなる管路は人孔内のインバートが鋭角となり、汚物が人孔内に残る恐れがあります。)
 - 上水・ガス・その他の管路及び埋設構造物等の位置調整は施行者において、各関係機関と十分に協議すること。

参考：京田辺市開発行為等の手続等に関する条例に係る公共施設等(道路・排水施設)の構造等の基準等規則 別図第21(第17条関係)

(1) 幅員9メートル未満の場合



(2) 幅員9メートル以上の場合



- ・ 設計高さは、T. P表示とする。なお、京田辺市公共下水道台帳の人孔高さを基準とすることができる。
- ・ 平面図及び縦横断面図の他、京田辺市開発行為等に伴う公共下水道施設

の整備基準等規程で示す別図を参考に人孔組立標準図・公共汚水ます及び取付管設置標準図など、必要とするものについて施工内容に合致する図面を作成すること。

- ・ 流速が最大基準値寄りとなるスパンで人孔落差を設ける場合などにおいて、インバートに沿って汚水を流すことが困難な時は、水跳ねなどで人孔内が汚れる恐れがあるため、落差高が基準内であっても副管施工とすること。
- ・ 計画図及び出来形図ともに公共汚水ます及び取付管について、下流人孔から支管までの距離・人孔芯又は支管接続位置から公共汚水ます手前までの距離（取付管長）・官民界から公共汚水ます裏側までの距離（公共汚水ます奥行き※1.0m 以内）・隣地境界から公共汚水ます芯までの距離・公共汚水ますの深さ※0.85 以上 を明記すること。
- ・ 出来形図面の数値は黒色で申請時の数値、赤色で出来形数値とし、2 段書きで明記すること。
- ・ 管渠延長、人孔数などの集計表を図面表題の上に記載すること。

公共汚水ます及び取付管の設置について

図面の作成については公共汚水ます設置申請における様式等の参考資料に基づいて下記に示す数量を記載して下さい。

なお、施工内容が類似する場合は標準図を作成し、一覧表などで下記に示す数量を記載して下さい。

平面図 ①下流人孔芯から支管までの距離（支管接続箇所のみ） ②取付管長 ③官民境界から公共汚水ます裏側までの距離 ④民地境界から公共汚水ます芯までの距離 ⑤公共汚水ます深（車道高を基準とする。）

断面図 ①取付管長 ②官民境界から公共汚水ます裏側までの距離 ③公共汚水ます深（車道高を基準とする。） ④各種資材旗揚げ

公共汚水ますの設置位置について

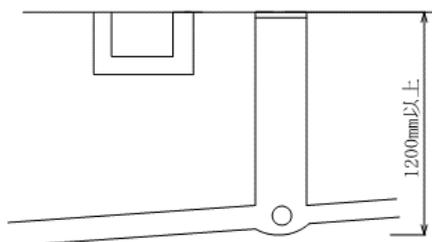
公共汚水ますの設置については、下水道維持管理のため、敷地地盤高と前面道路地盤高が概ね同じとなる位置に設置することをお願いします。

※ 造成時に宅盤が道路より高くなっている箇所は建築後も宅盤が道路より高い場合が多く、公共汚水ますが深くなることや外構などにより迂回しなければ公共汚水ますを確認することができなくなるなどの問題があります。

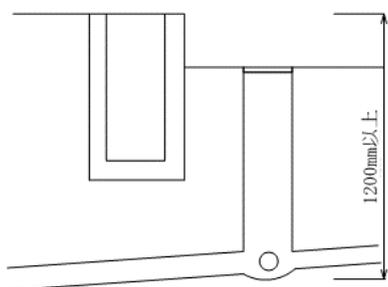
公共汚水ますの内径について

公共汚水ますの内径は 200 mm を標準としていますが、以下の ①～③ に該当する場合は、内径 300 mm として下さい。

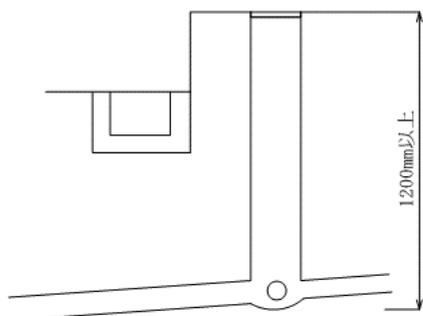
- ① 車道を基点とした公共汚水ますの深さが 120cm を超える



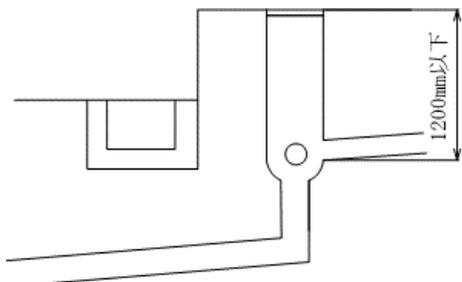
- ② 宅盤が低いため、宅盤を基点とした、公共汚水ますの深さは 120cm 以下であるが、車道を基点とした場合は 120cm を超える（将来の改築等で宅盤を道路の高さに合わせた場合に備えたもの）



- ③ 車道を基点とした公共汚水ますの深さは 120cm 以下であるが、宅盤が高くなるため、宅盤を基点とした場合は 120cm を超える（維持管理に備えたもの）



※ドロップますを使用し、宅盤からます底まで 1.2m以内に収まるのであれば、内径 200mm でよい。



※ 公共汚水ますの天端は宅盤の高さと同じにすること。

また、上記において、宅盤を基点としたます深が 200cm を超える場合は、0 号人孔以上の設置について、別途協議を行って下さい。

ここで記載する宅盤とは公共汚水ますを設置した箇所の地盤高をいう。

公共汚水ますのドロップます利用について

排水設備からの流入口のます深が 120cm 以内に収まるが、取付管との接続が人孔接続や付近に構造物がある等の条件により、120cm を超えてしまう場合は、ドロップますを利用し、垂直取付管で調整することにより、ます深を 120cm 以下とした場合、公共汚水ますの内径を 200 mm とすることができます。

なお、ドロップますを使用する場合は 3 方向ドロップますとして下さい。

また、ドロップますに接続する垂直取付管の長さは 1 m 以内として下さい。

設計協議書の変更について

設計協議書の内容に変更が生じた時は、事前に変更協議の回数を記載した以下の変更協議書を提出し回答を受けて下さい。施工に関する変更については、回答内容を確認の上、施工を行って下さい。

回答前に施工を行った場合、再施工となることもありますのでご注意下さい。なお、変更協議の回答にあっては 15 日間程度の期日を要します。

(表)

年 月 日

(あて先) 京田辺市公営企業管理者

施行者 住所 (所在地)

氏名 (名称)

(電話番号)

開発行為等に伴う公共下水道施設及び管路施設の(第 回)変更協議書

開発行為等に伴う公共下水道施設及び管路施設を設置する設計協議について、
下記のとおり変更の協議をします。

記

| 工事の名称 | | | |
|-------|--------|-----|-----|
| | 所在地 | | |
| 変更内容 | 変更する項目 | 変更前 | 変更後 |
| | | | |

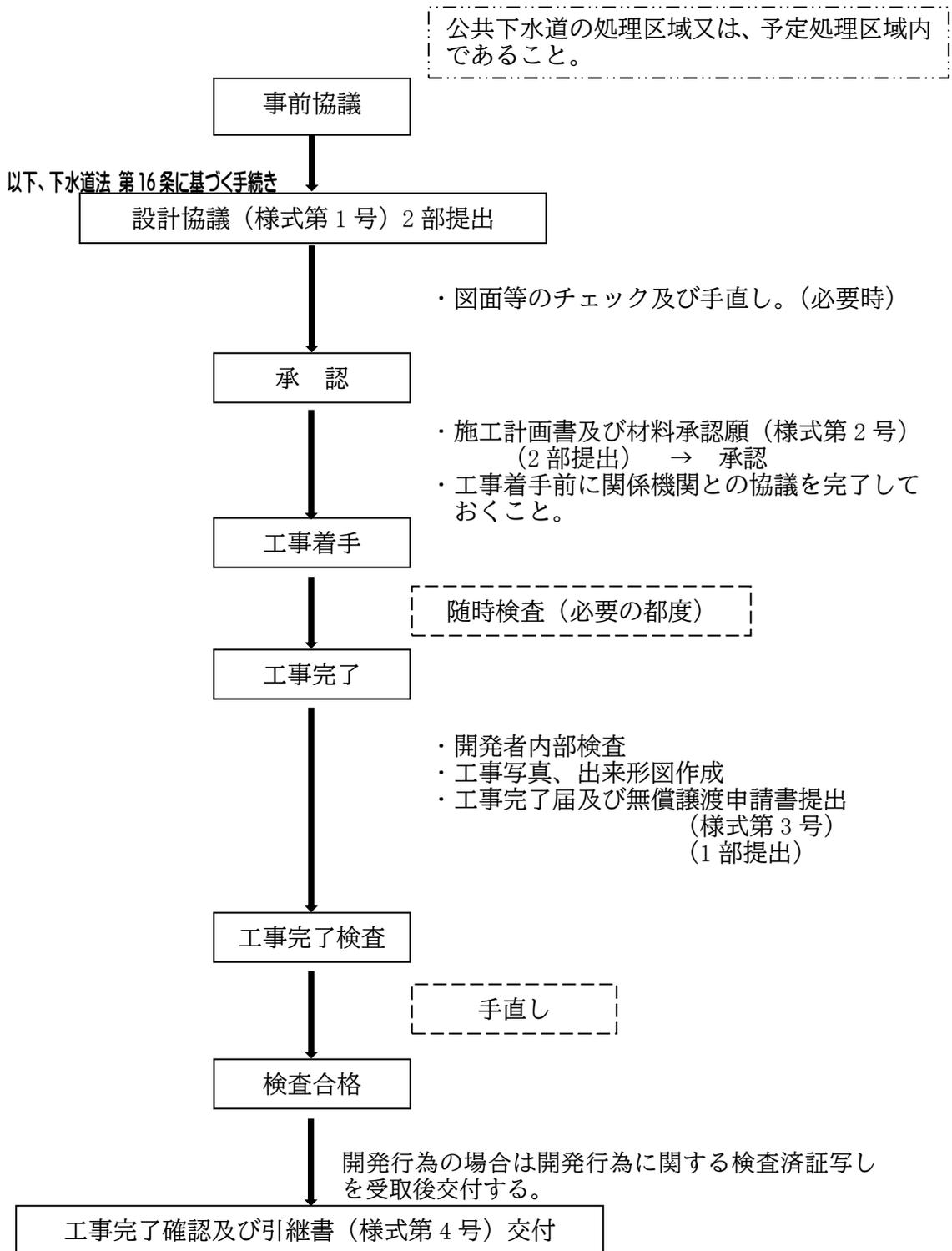
(裏)

添付書類・図面

- (1) 変更の詳細内容を示す図書（図面等。変更のない図書は添付不要）
- (2) 変更理由書
- (3) 当初から前回までの協議書及び回答書の写し（添付図書を除く）
- (4) その他必要な書類（京田辺市公営企業管理者が必要とする書類）

- ※ この設計協議書及び（１）～（４）に掲げる書類等は、それぞれ正本１部及び副本１部を提出すること。
- ※ 図面サイズ及び縮尺は前回の提出と整合して作成すること。
変更を示す図書には（ ）書きで変更前の内容を併せて記載すること。
- ※ 代理者を変更する場合は委任状を添付すること。委任状には押印をすること。

開発行為等に関する公共下水道施設工事についてのフロー



用語の解説

- 排水区域 . . . 処理分区内の供用開始している下水道区域
- 処理区域 . . . 排水区域内での流末処理場による処理可能地域
- 処理予定区域 . . . 処理分区内の供用開始していない区域での下水道整備計画又は実施区域（大規模開発等）